

協議第3号

小坂町地域公共交通会議設置要綱の改正について

小坂町地域公共交通会議設置要綱の一部を次のように改正する。

【内容】

①第3条に次の2項を加える。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

②第4条の次に次の1条を加え、第5条を第6条とし、第6条を第7条とする。

(書面による決議)

第5条 交通会議は、会長が認め、次のいずれかに該当するときは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 会議において事前に委員からの書面による決議の了承を受けているとき。
- (2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか会長が軽微な事案と認めるとき。

2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。

3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

【改正理由】

- ①委員の任期を定める必要がある。
- ②書面による議決方法等を定める必要がある。

(参考) 新旧対照表

新	旧
(組織) 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。 (1)～(11) 略 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任されることができる。	(組織) 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。 (1)～(11) 略
(交通会議の運営) 第4条 略	(交通会議の運営) 第4条 略
(書面による決議) 第5条 交通会議は、会長が認め、次のいずれかに該当するときは、書面による決議を行うことができる。	

